東京都板橋区農業委員会

第 26 期第３回定例総会議事録

令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ９ 日

於　下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 26 期第３回板橋区農業委員会定例総会

開催日時　　令和８年９月２９日（火）午後２時００分

場　　所　　下赤塚地域センター第２、第３洋室
（赤塚庁舎３階）

出席委員　　９名　下記のとおり

記

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1		5		9	安井　一郎
2	稲本　政美	6		10	松澤　智昭
3	山口　賢治	7	木村　博之	11	小山　貴代
4	田中　康智	8	柴　佳代子	12	田中　はつ江

議　　事

1　協議事項

(1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について　（資料１）
(2) 農地利用状況調査の実施について　（資料２）
(3) 「第 53 回農業委員会等功労者」並びに「令和 8 年度農業功労者」表彰事業について　（資料３）
(4) 東京都指導農業士の推薦について　（資料４）

2　報告事項

(1) 農地転用届出の専決処分報告について　（資料５）
　合計５件　（内訳：４条関係４件、５条関係１件）
(2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について　（資料６）

3　その他

(1) 第 49 回板橋農業まつりの実施概要について　（資料７）

4　次回日程

日　時　　令和８年１０月３０日（金）　午後１時３０分　開会
場　所　　下赤塚地域センター第２、第３洋室（赤塚庁舎３階）

議　　長	山口　賢治	会長
署名委員	安井　一郎	委員
	小山　貴代	委員
出席係員	木内　俊直	事務局長
	追川　智子	農政担当係長
	橋本　陣	書記

事　務　局　長	只今より、第２６期第３回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会　　長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、安井一郎委員、小山貴代委員を指名させていただきます。欠席の届出が宮本拓委員、久保秀一委員、染宮利章委員から出ております。 それでは、協議事項（１）、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について事務局から説明をお願いします。
事　務　局　長	それでは、資料１、１ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、３年に一度、税務署に提出する「相続税納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。 相続税 納税猶予制度について、簡単にご説明させていただきますと、農地を相続し、引き継いだ農地において、将来的にも農業を続ける場合には、本来、課せられる相続税の支払いを先送りするというもので、相続税の支払いのために、農地を売却せざるを得ない状況を防ぐことを目的とした制度でございます。 こちらの制度を利用する場合、３年に一度、本制度の継続届出書を提出する必要があり、その届出の必要書類の一つに、本件の「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」がございます。 この証明書は、簡単に言いますと、「現在も問題なく農業を続けている」、といった証明書となっておりまして、発行にあたっては、現地を農業委員にご確認いただき、定例総会において、委員の皆様方に、ご審議いただいた上で発行するものです。 ご参考までに、別添資料「相続税納税猶予制度とは」を皆様の机上に配付しておりますので、後ほど、ご確認いただければと存じます。 改めまして、資料１、１ページをご覧ください。今回は１件でございます。 番号１、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は８４です。 土地の所在は、大門６番２の一部、６番３の一部、６番１１及び６番１２の４筆で、地目は何れも畑、面積は合計で３，２８５平方メートルです。 概ねの位置ですが、１ページ下段の生産緑地番号８４の案内図において、矢印が指しているところ、区立美術館の東側です。 ９月３日に、田中はつ江委員が現地を確認して頂いております。 問題等がなければ、２ページの証明書を発行いたします。

	現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書　　記	生産緑地番号８４番の様子です。 ぶどうの果樹が植えられておりました。 適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 説明は以上でございます。
会　　長	何か、ご意見、ご質問はございますか。
委　　員	本件とは別の話になりますが、相続税納税猶予制度を受けるには、相続税の申告期限である相続が発生してから１０か月以内に税務署にて申請をすることが必要なことや、その申請に必要な書類の中の１つに、農業委員会で発行する証明書があること等は、知らない方も多いと思います。 制度を知らないが故に農地を手放してしまうケースもあると思うので、農業委員、また事務局の皆さんで、周知できる機会があればぜひ周知をしていただきたいと思います。
会　　長	他に何かございますか。 特に無いようですので、採決に移りたいと思います。 本件の証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
会　　長	賛成者多数のため、事務局は証明書の発出をお願いいたします。 続きまして、協議事項（２）農地利用状況調査の実施について事務局より説明をお願いします。
事務局長	こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書　　記	３ページ、資料２をご覧ください。農地利用状況調査は、農地法第３０条に、「農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」とされておりまして、それに基づき実施しているものでございます。 板橋区においては、区内全ての生産緑地を３班に分かれて見回りをしまして、雑草が繁茂していないか、生産活動がなされているかなどを確認し、場合によっては農業委員さんからご指導、ご助言などを行い、農地の適正化を図り、農家全体の利益向上を推進するものです。 この調査は、毎年１０月に実施しておりまして、今年度は１０月３０

	日（金)、午前９時から行いたいと考えております。 なお、調査対象農地は、区内の生産緑地５３か所になります。 班分けでございますが、 １班が成増、赤塚方面の１９か所、２班が四葉、徳丸方面の１８か所、３班が西台、蓮根、常盤台、大門方面の１６か所となります。 班の構成についてですが、基本的に委員の任期の３年で全地区を回っていただけるように、毎年、調査地区を変更して調査をお願いしたいと考えております。 今年度につきましては、第 26 期農業委員会として１回目の調査となりますので、来年度以降調査地区を変更していきたいと考えております。 調査結果の報告については、当日の午後に行う定例総会にて、各班からご報告をいただきたいと思います。 また、ご報告につきましては、１班は松澤職務代理、２班は染宮委員、３班は山口会長にお願いしたいと考えております。 続きまして、当日の行程ですが、９時に赤塚庁舎に集合をお願いいたします。９時１５分頃に出発し、各班で調査を行います。調査終了後、昼食をはさみ、赤塚支所に戻りまして午後１時３０分から定例総会を開催いたします。 続きまして４ページをご覧ください。各班の対象農地の一覧を掲載しております。回る順番につきましては、資料のとおりとなります。 次のページに進んでいただきまして、５ページが「農地管理基準」となっておりまして、こちらの基準に基づいて調査を進めていきたいと考えております。 そして、６ページが調査票案でございます。 調査票の項目等につきましては、昨年から特段に変更はございません。チェックシート形式になっておりまして、上部に生産緑地の情報がありまして、その下にチェック項目が載っております。指導対象に該当する項目があった場合、×を記入していただき、その右側に理由を記入していただきます。 また、チェック項目以外の特記事項等がございましたら、一番下の欄に記入していただけるように準備したいと考えております。 農地利用状況調査のご説明は以上でございます。
会　　長	何か、ご意見、ご質問はございますか。 特に無いようですので、採決に移りたいと思います。 農地利用状況調査の内容に賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）

会　　長	賛成者多数のため、事務局は本日の内容で調査の準備をお願いします。 続きまして、協議事項（３）「第 53 回農業委員会等功労者」並びに「令和８年度農業功労者」表彰事業について事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらにつきましても、書記からご説明いたします。
書　　記	７ページ、資料３をご覧ください。 東京都農業会議が主催する表彰事業の実施に伴う候補者の推薦でございます。 まず１つ目が第５３回農業委員会等功労者についてです。 こちらは対象者の条件に当てはまる方を推薦する形となります。対象者の要件は、農業委員会会長で１２年以上、農業委員で１５年以上、事務局職員で勤続５年以上の方が対象となっておりまして、今回は、事務局職員から、資料に記載の方が対象となっております。 続いて２つ目が農業功労者でございますが、趣旨としては、地域農業の振興に尽力されてきた農業者に感謝状を贈るものでございます。 対象者の条件ですが、次の 3 点を満たす方で、１つ目が地域農業の振興に貢献されてきた方、２つ目が農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功労のあった農業者の方、３つ目が、年齢が 60 歳以上の方から１名を選出する形となります。 過去の受賞者は８ページに記載しておりまして、運営委員会で協議をいただきまして、今年度は、資料に記載の方を推薦させていただきたいと考えております。 続いて、最後になりますが、８ページの一番下の項番５、表彰についてでございますが、今回推薦した方の表彰は、令和９年２月１８日（木）開催の「第６８回東京都農業委員会・農業者大会記念行事」として行われることになっております。 説明は以上でございます。
会　　長	何か、ご意見、ご質問はございますか。 特に無いようですので、採決に移りたいと思います。 本件の推薦者に賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
会　　長	賛成者多数のため、事務局は推薦書の提出をお願いいたします。 続きまして、協議事項（４）東京都指導農業士の推薦について事務局から説明をお願いします。

事務局長	こちらにつきましても、書記からご説明いたします。
書記	９ページ、資料４と机上に配布いたしました「東京都指導農業士のご案内」というパンフレットを合わせてご覧ください。 東京都が平成 28 年度に創設した「東京都指導農業士制度」による「東京都指導農業士」の認定希望が寄せられておりまして、今回、指導農業士認定申請書の提出があったものでございます。申請者は、９ページの項番４に記載のとおりでございます。 なお、申請者は令和６年度も申請がございましたが、協議の結果、賛成少数で、推薦は見送りとなりまして、今年度、再度申請があったものです。 はじめに、指導農業士制度について改めてご説明いたします。 パンフレットを１ページおめくりいただいた左上に記載がございますが、指導農業士制度は、農業の担い手不足を背景に、国の働きかけにより全国に広まった制度で、45 都道府県で約 1 万人が認定されているものです。 東京都指導農業士の役割としましては、パンフレット右側中段に記載されていますが、東京で農業を始めようとする方や就農して間もない新規就農者に対して、農業技術や知識を教えていただき、農業者としての人材育成に協力していただくものでございます。 パンフレットの右側真ん中より下に「東京都指導農業士になると」という項目に記載されていますが、東京都農林水産振興財団が実施する研修に伴う研修生の受入れや、研修やセミナーの講師などを担っていただくものでございます。 それでは、資料に戻りまして、１１ページから１３ページが申請者から受領しました申請書類となっております。 資料戻っていただき、１０ページに受領した申請書を元に、指導農業士の要件と照らし合わせた表をまとめております。 要件との合致状況については、４番以外は満たしていると考えておりまして、番号４番の農業所得３００万円以上という部分については、農業施設の減価償却分が含まれているため、３００万円に満たない状況となっております。 こちらについては、東京都に確認をしたところ、こうした理由であれば指導農業士に確実になれるかは別として、推薦は可能とのことでした。 なお、減価償却の内訳としましては、畑にございますハウスやトラクターなど農業用施設等のものであることを事務局で確認をしております。 最後に、推薦すると決定いただいた場合の推薦書の案文は、１４ペー

	ジのとおりです。 　委員の皆様には、今日の総会でご協議をいただき、ご推薦いただけるとの結果になりましたら、資料１４ページ目の推薦書を提出したいと考えております。 　ご推薦は難しいとの結果となりましたら、理由を付して申請者へお伝えしたいと思います。本件は協議事項となりますので、ご協議のうえ評決をなさっていただきたいと思います。 　説明は以上でございます。
会　　長	何か、ご意見、ご質問はございますか。
委　　員	この申請者については、過去に農地の雑草等の問題があり、推薦を見送った経緯がありますので、現地を見た上で判断をした方が良いのではないのでしょうか。
委　　員	今年の７月に農業委員の改選があり、まだ当該申請者の圃場を見ていない方もいるので、その中で判断は難しいと思います。 　しかしながら、東京都への申請期限もあるかと思いますので、もし推薦の延期ができるのであれば、１０月の農地利用状況調査の際に圃場を見た上で判断をした方が良いと思います。
委　　員	昨年の圃場の記憶ですと、かなり雑草が繁茂していると記憶しておりますし、現在の状況を見た上で判断をした方が良いと思います。
委　　員	前回の推薦を見送ったときも、理由としては生産緑地上の雑草の繁茂を理由としましたので、圃場を見ていない方が、申請者が提出した書類だけをもって判断するのは難しいと思います。 　しかしながら、この申請書類を見る限り、申請者がかなりやる気をもって農業をやっていることは分かります。
事務局長	本件の申請者については、いわゆる有機農法というものをやっておりまして、農薬や化学肥料を使用しない農業をやられている方です。 　その中で、雑草も積極的には取っていない、という風に聞いております。
委　　員	申請書類を見ると、ＪＡや板橋ふれあい農園会にも属しておりますが、そうした中での活動はどうでしょうか。
委　　員	ＪＡでは現時点では主立った活動はされていないかと思います。

農政担当係長	板橋ふれあい農園会では、区が実施している区立小学校・中学校に区内産の野菜を出荷する事業や、区内の子ども食堂に野菜を出荷する事業などに尽力いただいております。
委　　員	色々な区の事業に貢献していただいたり、就農してから１０年経過したりなど、良い要素もたくさんあると思いますが、生産緑地の管理基準において雑草の繁茂がない、というところがございますので、やはり農業委員会として推薦するには、生産緑地としてのルールを守ることも必要になるかと思います。
委　　員	農業委員会としては生産緑地としての要件を満たすような雑草の管理をしないと推薦できない旨を申請者本人に伝え、そのうえで１０月の農地利用状況調査の結果を踏まえて再協議するのはどうでしょうか。
事務局長	推薦のタイミングを延期することができるのか東京都に相談し、延期ができるようであれば、申請者本人に対し、１０月の農地利用状況調査までに、雑草について生産緑地の管理基準を満たすような形にしていただくことをすることを申し伝えたいと思います。
委　　員	板橋区においては、生産緑地の管理基準として雑草の繁茂がないことという規定がありますので、多少の雑草が生えていても、作物を植えている圃場の部分だけでも手入れをしていただく必要はあるのかなと思います。
委　　員	やはり畑というのは雑草をとるべきところで、私はあまり推薦できる農業をやられていない方だと思います。 また、こうした農法を意識してやられているので、あまり改善は見込めないと思います。
委　　員	指導農業士になると、東京都からの要請で、研修生の受け入れをするかと思いますが、その場合、本人の意思で農業を研修生に教えても良いのですか。
会　　長	そのような形になろうかと思います。
委　　員	そうした農法を実践する農業者が増えることはよくないのではないですか。
委　　員	東京都では、有機農法を推奨もしているので、有機農法も一定の評価を受けております。

会　　長	他かに何かございますか。 それでは、本件については１０月３０日に実施する農地利用状況調査での農地の状況を確認したうえで再審議するということでよろしいでしょうか。 （一同賛成）
会　　長	それでは、本件については次回の総会時に再審議とします。 続きまして、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について事務局から説明をお願いします。
事務局長	本件について、ご説明する前に、改めて農地転用につきまして、ご説明させていただきます。 畑や田などの農地は、農地法によりまして、農地以外の用途、例えば、住宅や駐車場といった用途として使用する場合、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地の転用許可を得る必要があります。 しかしながら、板橋区含め、２３区においては、都市計画法により、「市街化区域」として指定されておりまして、地方の農業振興地域とは異なり、農地転用が許可制ではなく、届出制となっております。 そのため、現状としましては、土地の登記上は、地目が畑や田になっているが、現況としては既に転用されている場合が多いものとなっております。この手続きにおいて発行する農地転用届の受理通知書が、法務局において、畑や田となっている地目を変更するために必要な書類となっております。 また、農地転用の第４条と第５条との異なる点につきましては、転用に伴って「土地の権利者が変わるかどうか」となります。 転用する土地について、転用後に申請者が、そのまま土地を使用する場合は第４条、他の方が土地を使用する場合が第５条となります。 それでは、資料５、１５ページをご覧ください。 こちらが、農地法第４条第１項第７号の規定による届出で、令和８年８月１１日から同年９月１０日までに届出があったもの、４件でございます。 専決番号１、土地の所在が三園一丁目１６番２２の１筆で、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地となっています。面積は２６４平方メートル、転用の目的は共同住宅及び駐車場です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、１６ページ上段の専決番号１の案内図において、矢印が指しているところ、三園小学校の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。

書　　記	現況は共同住宅及び駐車場となっておりました。 こちらは現況に対する届け出でございます。 説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号２、土地の所在が高島平七丁目４３番５の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は３５５平方メートル、転用の目的は駐車場です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、１６ページ下段の専決番号２の案内図において、矢印が指しているところ、高島第一小学校の西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書　　記	現況は駐車場となっておりました。 こちらも現況に対する届出でございます。 説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号３、土地の所在が大谷口二丁目４７番１の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は４４０平方メートル、転用の目的は戸建住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、１７ページ上段の専決番号３の案内図において、矢印が指しているところ、上板橋第二中学校の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書　　記	現況は宅地となっておりました。 本件土地の筆に５戸ほどの戸建て住宅が建っております。 そのうちの１件が建て替えの話が出ているということで今回届出を行った旨伺っております。 説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号４、土地の所在が赤塚新町三丁目２５３番４、２５３番５、２５４番４及び２５５番３７の４筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は不耕作地となっています。 面積は合計で１，００３平方メートル、転用の目的は会社事務所です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、１７ページ下段の専決番号４の案内図において、矢印が指しているところ、東京メトロ 地下鉄成増駅の南東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。

書　　記	現況は事務所となっておりました。 こちらは現況に対する届け出でございます。 説明は以上でございます。
会　　長	４条関係４件について、何かご意見、ご質問はございますか。
委　　員	番号４について、使用されている様子がなさそうなのですが、売却になるのでしょうか。
書　　記	現地を見た際も人の気配がありませんでしたので、おそらく今後売却等がされるのではないかと思われます。
委　　員	こうした、現況が畑や田ではないのに地目上残ってしまっているケースは非常に多いと思われるのですが、農業委員会から先に土地の所有者に変更を促すことはできないのでしょうか。
事務局長	登記上の地目を事務局で把握することが難しく、相手からの届出に対応しているのが現状となっております。
会　　長	他に何かございますか。 それでは続いて第５条関係の説明をお願いします。
事務局長	続きまして、農地法第５条第１項第６号の規定による届出で、令和８年８月１１日から同年９月１０日までに届出があったもの、１件でございます。１８ページをご覧ください。 専決番号１、土地の所在が泉町３７番４１及び３７番４２の２筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。 面積は合計で１１９平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。 譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、１８ページ下段、専決番号１の案内図において、矢印が指しているところ、志村第一中学校の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書　　記	現況は店舗及び住宅となっておりました。 今後、令和８年１１月着工、令和９年４月完了予定で、木造２階建ての分譲住宅が２棟建築予定と伺っております。 説明は以上でございます。
会　　長	５条関係１件について、何かご意見、ご質問はございますか。 特に無いようですので、続きまして、報告事項（２）地目変更登記に

	係る照会に対する調査結果について事務局から説明をお願いします。
事務局長	本件についてご説明する前に、改めて、地目変更登記に係る照会につきまして、説明させて頂きます。 本来、土地の地目が畑や田になっている土地の登記につきまして、住宅や駐車場に変更するためには、先ほどご説明をいたしました 農地転用の届出を行う必要がございます。しかしながら、申請者が、農地転用の届出を経ずに、法務局において、登記簿上の地目を「住宅」や「駐車場」などの農地以外に変更する 地目変更登記が申請された際、法務局の登記官が管轄の農業委員会に対して行う事実確認の照会となります。 なぜこうした例外が出るのか、ということになりますが、登記は「現在のリアルな状況」を反映させるものとなりますため、農地転用の届出を行っていない違法な転用であっても、法務局としては、実際に家が建っているなどの場合には、地目変更を受理しなければならないとなっております。 一方で、違法な転用を全てそのまま認めると、特に農業振興地域においては、本来転用の許可が出ないような農地についても、簡単に転用されてしまうため、登記官は、申請があった土地について「本当に農地ではないのか」、「農業委員会として原状回復命令などの処分を出す予定はないか」を農業委員会に直接照会しているものでございます。 板橋区の実態に置きましては、既に農地から転用させてしまっているものが、ほとんどとなっております。 それでは、１９ページ、資料６をご覧ください。令和８年８月１１日から同年９月１０日までに東京法務局 板橋出張所より照会のあったものが１件ございます。 番号１、土地の所在が大山東町２番１２、登記簿上の地目は畑、面積は９平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、８月１４日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を８月１７日に東京法務局 板橋出張所に回答しております。 概ねの位置は、１９ページ下段、番号１の案内図において、矢印が指しているところ、区立文化会館の南東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書記	現況は、戸建て住宅の庭の一部分となっておりました。 範囲としましては、ちょうどゴミ袋がおかれている後ろの樹木の奥の庭のうち、９平方メートルとなります。 そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。

会　　長	何かご意見、ご質問はございますか。
委　　員	ほかの家の部分と土地の所有者は同一でしょうか。
書　　記	事務局には当該土地の情報しか得られていないため、不明です。
会　　長	他に何かございますか。 特に無いようですので、その他（１）第 49 回板橋農業まつりの実施概要について事務局から説明をお願いします。
事務局長	こちらにつきましては、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは、資料７、２０ページをご覧ください。 開催日は１１月の第２土曜日とその翌日、ということで１１月１４日（土）と１５日（日）の２日間を予定しております。昨年度と同様、今年度も、赤塚小学校が改修工事により使用できないため、下赤塚小学校と赤塚支所を代替会場として使用し、項番４に記載のとおり、第１会場から第５会場を使用して実施いたします。 事業概要といたしましては、概ね従来規模の内容での開催を考えておりまして、各会場での実施内容は項番６に記載のとおりです。 項番７、周知方法でございますが、９月１９日号の広報いたばしで、大根・人参の収穫体験、けんちん汁と野菜宝船のお宝分けの事前募集を掲載します。 また、１１月７日号の広報いたばしでは、農業まつり実施概要の掲載を予定しています。併せて区ホームページでの周知、町会掲示板及び区施設等へのポスター掲示、赤塚支所１階ギャラリーでは野菜宝船の模型を展示しまして、広く区民の皆様へ周知してまいります。 ２２ページにお進みいただきまして、農業まつりにおける農業委員会コーナーについてでございますが、例年、区内農業の PR や農業委員会活動に対する区民の理解を深めていただくため、農業委員会コーナーを設置しております。このコーナーでは、農業に関する質疑応答、区内農業を PR するパネル展示、農産物の展示や農業関連チラシの配布などを行っておりまして、委員の皆様にもご協力をいただいてございます。 そこで、委員の皆様へ 2 点お願いがございます。1 点目は、従事分担ということで、事務局で作成いたしました日程案を、項番５にお示ししてございます。委員の皆様も様々なご予定がおありかと思いますが、可能な範囲で構いませんので、農業委員会コーナーでの従事をお願いできればと考えております。 ２点目は、農業委員会コーナーで展示する農産物のご提供のお願いで

	ございます。ご提供いただきました農産物は、農業委員会コーナーで展示したいと考えております。区内で穫れた農産物や、この辺では珍しい農産物などの展示ができればと考えております。なお、ご提供いただいた農産物は展示終了後、社会福祉協議会を通じて生活困窮者の方に配布させていただきたいと考えております。 委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。
会　　長	何かご意見、ご質問はございますか。 全体を通して何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第３回定例総会を閉会いたします。 （終了時間　午後３時３１分） 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・定例総会　　１０月３０日（金）午後１時３０分